

ご存知ですか？『公益社団法人静岡県歯科技工士会』

連絡先: 〒420-0858 静岡県葵区伝馬町 9-14 Flos 新静岡 402 号室

TEL: 054-252-8686 FAX: 054-252-5533

e-mail: shizuokakengi@lily.ocn.ne.jp

静岡県歯科技工士会は 12 の地域支部と 3 区のブロックで構成されています。県内に居住又は就業している歯科技工士ならどなたでも入会 OK !

主な活動内容

- ・県民の歯科医療、口腔保健等の推進
- ・セミナーや研修会・講習会の開催
- ・知識や技術向上のための活動
- ・最新の情報発信
- ・広報誌の発行
- ・待遇や利益の保持、改善
- ・行政との連携

* 歯科技工士会は、会員一人ひとりの力を合わせて

「歯科技工士」を取り巻く環境を整備し、制度改革に取り組み

「歯科技工士」を魅力ある素晴らしい職業とするための団体です。

ブロック名	支部名	地区名
(1) 東部 ブロック	①伊豆支部	●下田市、伊東市、熱海市、賀茂郡、田方郡、伊豆市、伊豆の国市
	②三島駿東支部	●三島市、御殿場市、裾野市、駿東郡
	③沼津支部	●沼津市
	④富士支部	●富士市
	⑤富士宮支部	●富士宮市
(2) 中部 ブロック	①清水支部	●清水区
	②静岡支部	●静岡市
	③志太榛原支部	●焼津市、藤枝市、島田市、榛原郡、牧之原市
(3) 西部 ブロック	①小笠掛川支部	●掛川市、菊川市、御前崎市
	②磐周支部	●袋井市、磐田市、天竜区、周智郡
	③浜松支部	●浜松市
	④浜名支部	●浜北区、北区、湖西市

静岡県歯科技工士会の活動と会員特典

研修会・セミナーの開催

会員は無料で受講でき、受講者の励みとして所定単位を一定期間内に取得する期間単位制を実施。

単位は日本歯科技工士会が管理し継続的に開催しています。

厚生労働省や県行政、関連団体との窓口

省令改正や指針、照会等随時様々な通知が発出されますが、会員にはいち早く連絡し、広報誌や講習会等を通して詳細な内容の周知を行っています。また、業界での様々な問題について交渉し歯科技工所運営や生活環境の改善に取り組んでいます。

歯科技工士仲間と一緒に関係団体や地域住民との交流

県内各地に地域支部があり、地域歯科医師会や歯科衛生士会との共同行事や、“歯と口の健康週間”をはじめとする地域歯科保健活動に参画し、併せて歯科技工士の社会 PR に貢献しています。

県条例に沿った産業廃棄物の適正処理

静岡県では、条例により産業廃棄物管理責任者の設置や産業廃棄物処理委託先の実地確認とその記録の保存等について定められていますが、静岡県歯科技工士会ではその実地確認を代行し記録を確認証として発行しています。

広報誌の発行

日本歯科技工士会が発行する『日本歯技』(毎月)と、静岡県歯科技工士会が発行する『MY EVANS』(年 3 回)が配布されます。

共済制度

長寿祝金、出生祝金、病氣や災害の見舞金、死亡弔慰金、死亡保険金など万が一の時の共済制度が充実しています。

Q&A

Q. 会費は何に使われているのですか？

A. 最新の情報発信や、研修会・セミナーの開催、社会 PR を兼ねた地域歯科保健活動、会員共済など、会員の活動のために使われています。

Q. 会費はいくらですか？

A. 勤務や自営、年齢によって違ってきますが概ね以下の通りになりますので参考にしてください。

歯科技工士会新会費制度について

日本歯科技工士会では、新法が求める“新公益社団法人”に合致させるため、これまでの一般会員の男女性別や勤務者・自営者の峻別による会費区分を改めています。新しい会員区分では「資格者会員」と「事業所会員」に区分し、それぞれの区分において“資格と権利”を明確にしています。

また、新しい会費制度では、勤務者の負担を軽減し、その補いを事業体にお願いするものとなっています。

日本歯科技工士会会費及び負担金 (月額・円)			
	勤務者	自営者	
		個人事業所	法人事業所
資格者会費	700	700	700
事業所会費	—	1,200	2,500
資格者会員学術振興費	100	100	100
共済拠出金	—	—	—
連盟会費	400	400	400
合計	1,200	2,400	3,700

※連盟会費は参考として掲載

【日本歯科技工士会会員管理及び会費規程改定内容】

- 会員会費を資格者会費へ変更
- 自営者会費を事業所会費へ変更し個人事業所と法人事業所に分別
- 日本歯科技工士会会費を資格者会員学術振興費へ変更
- 終身会員(在籍 25 年以上かつ満 70 歳以上の資格者会員)の会費は年額 5,000 円になります。尚、その他の会費については減免されるものがあります。

静岡県歯科技工士会会費及び負担金 (月額・円)		
	勤務者	自営者
本会会費	1,650	1,650
自営者会費	—	年額 6,000
生涯研修会費	年額 2,000	年額 2,000
共済金 (75 歳まで)	1,000	1,000
連盟会費	100	100

※連盟会費は参考として掲載

- ◎70 歳以上の会員については生涯研修会費を免除とする。
- ◎80 歳以上の会員については本会会費を免除とする。
- ◎満年齢に達した次年度より適用する。
- ◎年額会費は 4 月に月額会費と同日振替とする。
- ※上記以外に東海北信越ブロック共済金(年額 200 円)があります。

Q. もし歯科技工士会がなかったら？

A. 正しい情報が得られず、また、お互い切磋琢磨する機会が減るため技術水準が下がり、海外から安い歯科補綴物等が輸入され歯科技工料も下がります。その結果、仕事がなくなり給料も安くなり、社会的地位も低くなってしまいます。何より良質な歯科医療が成り立たなくなります。そのような事にならないよう、歯科技工士会は歯科技工士の職域を守っているのです。